

大雨に伴い被災された地域にお住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について

(関西電力送配電株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2021年7月1日からの大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの大雨により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般関西電力株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2021年7月19日現在の特別措置の内容は、次のとおりです（関西電力株式会社WEBサイト2021年7月14日プレスリリースより）。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【兵庫県】美方郡新温泉町

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の1か月間延長（*1）

被災されたお客さまの2021年6月（支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。）、7月、8月および9月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長します。ただし、支払期日の延長は支払い期日が2021年7月7日以降となるものに限ります。

（*1）・・・検針日の翌日から30日目

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災日から引き続きまったく電気を使用されない場合は、そのお客さまの被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヶ月間に限り、料金を免除させていただきます。

(3) 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

お客さまの電気設備が災害のため一時使用不能となった場合は、2022年1月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除させていただきます。

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 月～金曜日：10:30～15:00 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く)

個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

以 上